

令和6年3月19日

日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 寺島 正道 様

筑紫野市長 平井 一三

九州工場跡地の取扱いについて（協議）

平素は本市の行財政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年2月22日付けで本市に提出された公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）第5条第1項に基づく土地買取り希望申出書に対し、令和6年3月11日付で本市が買取りの協議を行う旨を通知しておりましたが、土地の買取り価格については、公拡法第7条の規定に基づき地価公示価格（令和6年1月1日現在）を基準とすべきであることから、その基準額をお示しするとともに、改めて、本市の今後のまちづくりに必要な用地として、御社工場跡地を取得させていただきたいと考えておりますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

(1)買取り希望基準額（地価公示価格（令和6年1月1日現在）を基準として算定した額）

■■■■■■■■■■ 円

(2)取得希望理由

■ 地理的特性

御社工場跡地は、交通利便性に優れるとともに、周辺には市庁舎をはじめとした公共施設や商業施設、医療機関等が立地するなど、将来を見据えた本市のまちづくりに欠かせない場所に位置すること、また、その用地面積が約14haと広大であり、本市のまちづくりへの影響が非常に大きいこと

■ 市民の思い

現在まで3,967名の市民から御社工場跡地について、市の買取り後、市民体育館や公園等の整備を要望する署名が提出されており、御社工場跡地の土地利用に対する市民の関心、市民の期待が非常に大きいこと

▪ JT 九州工場誘致の経緯

御社誘致前の本市の総合計画（筑紫野市第一次総合計画（昭和 51 年度～昭和 60 年度））においては、同用地の都市開発の方針として文化施設やスポーツ施設等の集積を掲げておりましたが、北部九州工場の立地に伴い、断念した経緯があり、今回、改めて同用地における文化施設やスポーツ施設等の集積について検討が可能となること

▪ 公拡法の趣旨・目的

当該用地取得については、公有地の拡大の推進に関する法律の目的にも掲げられているとおり、公有地拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資するために必要な用地であること

以上、筑紫野市が御社工場跡地を購入させていただき、本市主導により土地利用を図りたく、申し入れるものでございます。

JT 北部九州工場の誘致時には、本市としても地権者協議や地元対応など誠心誠意、尽力させていただき、昭和 61 年に北部九州工場の操業が開始されました。その後、30 年以上の長きにわたり、本市の産業振興にご尽力賜り、心から感謝申し上げます。

御社工場跡地の土地の売却に際しては、これまで 30 年以上の時をともに歩んできた市民の期待に応えるものとなるよう格段のご配慮を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。